

児童手当の制度が一部変更になります

- ① 特例給付の支給に所得上限が設けられます。
- ② 現況届の提出が原則不要になります。

① 特例給付の所得上限について

令和4年10月支給分から、児童を養育する方の所得が下記表②の上限額以上の場合、児童手当・特例給付の支給対象外となります。

- ①未満の場合 児童手当⇒ 児童1人につき10,000円または15,000円
- ①以上②未満の場合 特例給付⇒ 児童1人につき5,000円
- ②以上の場合 児童手当等の支給はありません

扶養親族等の数	①所得制限額		②所得上限額	
	所得額 (万円)	収入額の 目安(万円)	所得額 (万円)	収入額の 目安(万円)
0人 (前年末時点で児童が生まれていない等)	622	833.3	858	1071
1人 (児童1人 等)	660	875.36	896	1124
2人 (児童1人と年収103万円以下の配偶者 等)	698	917.8	934	1162
3人 (児童2人と年収103万円以下の配偶者 等)	736	960	972	1200
4人 (児童3人と年収103万円以下の配偶者 等)	774	1002	1010	1238
5人 (児童4人と年収103万円以下の配偶者 等)	812	1040	1048	1276

※ 表の収入額は給与収入のみで計算した場合の目安です。医療費控除・障害者控除・雑損控除等で個人差が出る場合があります。

※ (重要) 所得更正や・翌年度の所得が上限額以下になった等で、**②を超過し、支給対象外となった後で、②を下回った方は改めて認定請求書をご提出ください。申請が無い場合、支給は再開されません。**